

令和6年4月1日

## 委託業務の最低制限価格の設定について

小 浜 市

小浜市では、市が発注する建設工事に関連する委託業務について、最低制限価格制度実施要領を制定し運用してきましたが、基準の算式を下記のとおりとしますので、ご注意ください。

### 記

#### 1 設定の対象

建設工事に関連する測量、調査、設計等で、設計額（消費税および地方消費税を含む。）が50万円を超えるもの。※ただし、必要がないと認めるものについては設定しないことがある。

#### 2 設定の周知

入札公告および入札通知に設定の有無を明記する。

#### 3 基準の算式

区 分		算 出 式
設計	土木	・積算に技術経費を用いていない場合 (直接人件費+直接経費+その他の原価の額×9/10+一般管理費等×4.8/10)
	農林	・積算に技術経費を用いている場合 (直接人件費+直接経費+技術経費×6/10+諸経費×6/10)
	建築 (監理委託を含む。)	(直接人件費+特別経費+技術料等経費×6/10+諸経費×6/10)
測量 (用地測量を含む。)		(直接測量費+測量調査費+諸経費×4.8/10)
調査	地質調査	(直接調査費+間接調査費×9/10+解析等調査業務費×8/10+諸経費×4.8/10)
	補償調査	(直接人件費+直接経費+その他の原価の額×9/10+一般管理費等×4.5/10)
	道路、河川 環境調査等	(直接人件費+直接経費+技術経費×6/10+諸経費×6/10)
【 設定範囲 】 予定価格の 80/100 ~ 92/100		

※上記の算出式から得た額に消費税および地方消費税を加えた額を基準とし、最低制限価格を設定する。  
また、上記算式での算出によりがたい場合は、別途、個別の入札に際して定めるものとする。

#### 4 適用基準日

令和6年4月1日以降に入札公告および入札通知を行うもの。